

# 隠岐の島町農業委員会公示第1号

## 共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、島根県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和7年7月1日

隠岐の島町農業委員会会長

記



### 1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明 農用地等の 所在・地番	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	設定しよ うとする 権利の種 類	内容	始期	存続 期間	賃借	借貸の 相手方	方法
隠岐の島町 西田田井中 253	田	1,974	使用貸借 権	牧草地		4年			
隠岐の島町 西田田井中 255	田	1,733	使用貸借 権	牧草地		4年			
隠岐の島町 西田田井中 256	田	1,983	使用貸借 権	牧草地		4年			

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積

(3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があった日から起算して2か月以内に異議を述べなかった場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

6 当該農用地等については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

(1) 機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものである。

(2) 機構関連事業は、都道府県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業である。

(3) 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や扱い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定される。

(4) 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、農地中間管理機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能。

(5) 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が農地中間管理機構への貸付けを、自らの都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した費用の全部）が徴収される。

※ 6については、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項の規定により、機構に義務づけられている農用地等の所有者等に対する説明義務について、農業委員会が事務委任を受けた場合にのみ記載すること。その際、(2)～(5)については、賃借権又は使用貸借による権利の設定期間が15年以上である場合にのみ記載すること

金納、物納、使用貸借共通様式  
促進計画(借入)

(甲)印  
乙)印

地域 計画区域名 整理番号		西郷①地区		農地中間管理権を設定する者 (甲)		(低名又は名称) (アリガタ)		この計画に同意する。		(住所) 〒				
所有者番号				農地中間管理権の設定を受ける 者 (乙)		(低名又は名称) (アリガタ)		この計画に同意する。		(住所) (生年月日) T · S · H 年 月 日生				
										(携帯番号)				
										(電話番号) 〒690-0876				
										(電話番号) 0852-20-2871				
農地中間管理権を設定する土地(A)														
農地 番号 更新	新規 登記簿 地番	所在 市町村 町・大字・字	地番	現況 地目		面積 (m <sup>2</sup> )	権利 の種類	内容	始期	終期	期間 (年)	借賃 額 (円又は景)	借賃の 支払い方法	
				登記簿 登記地目	地目									登記簿 登記地目
1 新 隠岐の島 町	西田田井中	253	田	田	1,974	1,974	使用貸借権	牧草地	R12.3.31	4	10aより	年額	0 (12月28日までに甲が指定する金融機関の預金口座に振り込むものとし、毎年10月末まで(2)の共通事項で明記を決定した場合にあってはこれをこの限りでない。)に帳価(小切手)甲に支払うものとし、支払方法(2)の(4)のとおりとする。金納、物納についての第1回目の支払い年度は令和7年度とする。但し、使用貸借の場合、上記内容についてはこの限りではない。	
2 新 隠岐の島 町	西田田井中	255	田	田	1,733	1,733	使用貸借権	牧草地	R12.3.31	4	0		使用貸借	
3 新 隠岐の島 町	西田田井中	256	田	田	1,983	1,983	使用貸借権	牧草地	R12.3.31	4	0		使用貸借	
4														
5														
6														
計						5,690	5,690					0		
農地中間管理権を設定する土地の甲以外の権原者等(①)														
住所	氏名又は 名称		権原の種類 (共有割合)		住所		(同意印)		氏名又は 名称		権原の種類 (共有割合)		(同意印)	
住所	氏名又は 名称		権原の種類 (共有割合)		住所		(同意印)		氏名又は 名称		権原の種類 (共有割合)		(同意印)	
(住所) (アリガタ) (氏名)	(統柄)		(電話番号)											
緊急を要する時、甲に連絡がつかない場合の連絡先(ご親族等)があれば、下記を記載願います。														
上記確認しました														
(住所) 〒														
担当農業委員又は 最適化推進委員等														
担当農業委員又は 最適化推進委員等														

※自署の場合、印は不要

## 2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところによる。

- (1) 利用権の設定  
1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の農地中間管理権は、本計画の公告により設定される。  
相当の期間を経過してなお当該土地の貸付ができる見込みがないと認められるとき(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第20条第1号)。
- (2) 借賃の支払  
金納による支払いの場合、乙は、甲に1の各筆明細の借賃の支払い方法欄に記載された内容に基づき、支払うものとするただし、甲の死亡等、乙の責めに帰するべく甲が当該土地の事由により設定された内訳に於ける場合、新たな金融機関の預金口座の届出がなされ、支払いは猶予される。  
甲の責めに帰するべく甲が指定する金融機関の預金口座に入金できないことが事前に確認できた場合は、新たに金融機関の預金口座の届出がなされ、支払いは猶予される。
- (3) 借賃による支払いの場合、乙から借入を受けた者(以下「転借人」という。)は、米穀等を原則として毎年10月末まで(甲及び転借人で別途決定した期間は月末まで)に所轄地の存する地内で甲が指定する場所において、甲に直接支払うものとするが、甲及び転借人で協議した方法により支払うことでもできる。支払方法に関する質問料の支払い義務はないものとする。

(4) 借賃の改訂  
本計画を定めた後、借賃の改訂に当たつては、農地法(昭和27年法律第229号)第52条の農業委員会が提供する借賃等の動向や地域関係者による協議結果を勘案して、甲、乙が協議して定める額に改訂する。

(5) 借賃の支払猶予  
甲は、乙が災害その他のやむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期間までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(6) 転貸  
乙は当該土地を、甲の同意を得て転借人に使用及び収益させることができること。

(7) 借賃の減額請求  
甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異がある場合、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

(8) 境界の明示  
甲は、当該土地に設定期間の始期までに、自己の費用をもって、現地において隣地との境界を明示する。

(9) 障害の除去等  
ア 甲は、地下埋設物、土壤汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に障害をきたすものを除去したうえで乙に引き渡すとともに、農地中間管理権の存続期間においては、設定期間の行妨となる行為を行ってはならない。

(10) 修繕及び改良  
甲は、乙及び転借人の責めに帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損傷につき、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するとき、乙又は転借人が修繕の手助けを行ってはならない。

イ 甲は、乙の同意を得て当該土地の改良を行い又は転借人に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(11) 附屬物の設置等  
ア 甲は、当該土地に果樹等の永年性作物、ハブス等の農業用施設(以下「附屬物」という。)の設置を行う場合には、乙は市町村及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得る。  
また、乙が附屬物の設置をした場合において、農地中間管理権の期間が終了したときは、当該附屬物を取去する義務を負う。

イ 甲及び乙の当該土地に附屬物の設置を行った場合には、乙が同意を待たずして、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

ウ 乙は甲に対して取去の義務を負わない。

この場合、乙及び転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意しているときに限り、乙及び転借人は甲に対して償還の請求をすることができる。

(12) 稽査公課等の負担  
ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法に基づく共済掛金及び賦課金等は、乙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、別表2に定めるところによるほかは、甲が負担する。

エ 当該土地の畦畔の除草について別表3に記載された者が行うものとし、その他当該土地の維持管理行為があつる場合、その行為を行つ者、及び当該行為の経費負担は、別表4に記載された者が行うとする。

(13) 賃借等の解除  
乙は、次のいずれかに該当するときは、県知事又は機構法第18条第1項及び同第7項の規定による権限を委譲された市町村長(以下「権限委譲された市町村」という。)の承認を受けて、乙が取得した農地中間管理権を解除することができる。

ア 相当の期間を経過しててもなお当該土地の貸付ができる見込みがないと認められるとき(機構法第20条第2号)。

イ 災害その他の天災地変その他、甲及び乙並びに転借人の責めに帰すべき理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることのできない場合に、甲及び乙は、その終了の日から7日以内に甲に対して返還する(転借人が(1)により設置した附屬物の取扱いに係る事項による)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の耐用によって生じた形質の変更について。(ただし、乙は原状回復の義務を負わない。)

ウ 物的による支払いの場合、乙から借入を受けた者(以下「転借人」という。)は、米穀等を原則として毎年10月末まで(甲及び転借人で別途決定した期間は月末まで)に所轄地の存する地内で甲が指定する場所において、甲に直接支払うものとするが、甲及び転借人で協議した事項によつて支払方法に対する質問料の支払い義務はないものとする。

(15) 貸借権の廃止  
甲及び乙が終了したときは、乙は、その終了の日から7日以内に甲に対して当該土地を原状に回復して返還する(転借人が(1)により設置した附屬物の取扱いに係る事項による)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の耐用によって生じた形質の変更について。(ただし、乙は原状回復の義務を負わない。)

(16) 貸借権等の権利に関する事項の変更の禁止  
甲及び乙は、本計画により設定された農地中間管理権にに関する事項は変更しないものとする。ただし、甲及び乙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異がある場合、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(17) 貸借権等の権利取得者の責務  
乙は、転借人と本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(18) 機構閑遐整備事業の実施  
乙が15年以上の借受け期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。

(19) 水利権の調整状況  
水利権に関する事項の調整状況は、別表5のとおりとする。

(20) 個人情報の取扱  
本計画に記載された個人情報は、乙及び市町村、委託先、転借人において、書類保管ファイル等において保存、保管を本計画の手続書きに係る目的以外には使用しない。

(21) その他  
本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙及び島根県又は権限委譲された市町村が協議して定める。

別表1 修繕費及び改良費の負担に係る特約事項			
修繕又は改良の工事名	甲及び乙に並びに転借人の支払額について 甲に関する支払区分の内容	乙及び転借人の費用 乙の負担区分の内容	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項			
賦課金等の種類	甲に関する支払区分の内容	乙の負担区分の内容	備考

別表3 畦畔の除草に係る特約事項			
実施者	甲	乙	備考

別表4 通常の維持管理に係る特約事項			
維持管理の種類	甲	乙	備考

別表5 水利権の調整状況			
調整対象	甲	乙	備考

別表6 土地改良区の賦課金等に係る特約事項			
賦課金等の種類	甲	乙	備考